

民家改修型宅老所の利用実態と空間特性に関する研究：佐賀県の地域共生ステーション推進事業を通じて

河，浩湊

九州大学大学院芸術工学府芸術工学専攻デザインストラテジーコース

伊藤，綾子

松田平田設計

田上，健一

九州大学大学院芸術工学研究院デザインストラテジー部門

<https://doi.org/10.15017/1448848>

出版情報：芸術工学研究. 20, pp.9-18, 2014-03-20. 九州大学大学院芸術工学研究院

バージョン：

権利関係：

民家改修型宅老所の利用実態と空間特性に関する研究

佐賀県の地域共生ステーション推進事業を通じて

A study on actual use and the characteristics of small scale multi care home for the elderly

Focus on the promotion business of small welfare home with multifunction in Saga

河 浩湊¹ 伊藤綾子² 田上健一³
HA Hojin ITO Ayako TANOUE Kenichi

Abstract

The aim of this study is to clarify the spatial characteristics by analyzing the case of supporting the establishment of the welfare facility in Saga prefecture, considering the actual conditions of using and operating. 83 facilities are classified and we take 16 of them as the subjects of our investigation and interview the operators and the users. As a result the actual operation of each type is revealed. Moreover, we notice the differences between care practices with a variety of dining and day room connection on relationship, and the existence of appropriate method of caring for each type of living space. Furthermore, we claim a possibility to do nursing, depending on the area, even in a small living space

1. 研究の背景と目的

近年日本では、福祉を取り巻く制度^{*1)}に変化がおきている。2006年4月に改定された介護保険制度では、「地域密着型サービス」が創設され、宅老所をモデルとして「小規模多機能型居宅介護」という新サービスが導入された。しかしその一方で、2006年4月に改定された老人福祉法29条により、宅老所は、「有料老人ホーム」とみなされる可能性が出てきた^{*2)}。宅老所とは、高齢者福祉施策の整っていない1980年代に、大規模施設では受け入れられない認知症高齢者を介護する介護家族の声を受けて始まった民間の取り組みであり、利用者のニーズに応じて様々なサービスを提供してきた。元々、介護保険制度等のない時代に、改修民家を利用して、各事業所が自由に工夫を凝らして高齢者介護を始めた宅老所であるが、宅老所は現在、介護保険法や老人福祉法によって規定されようとしている。安易に宅老所を他の高齢者福祉施設と一括りにしてしまうことは宅老所の存在そのものを脅かしかねない。

このような背景を受け、本研究では「地域共生ステーション推進事業」として、行政が独自に宅老所の開設を支援する佐賀県の事例を取りあげ、利用やケア等、運営の実態からみた空間特性を明らかにすることで、魅力的な共生ケア^{*3)}を実現するための建築計画の知見を得ることを目的とする。

2. 既往研究

近年、宅老所の普及や認知度の高まりに伴い、研究が行われるようになった。また、民家を改修した福祉施設については多くの既往研究がある。しかし、いずれも個々

連絡先：河 浩湊, hahojin2002kr@yhao.co.jp

1 九州大学大学院芸術工学府芸術工学専攻デザインストラテジーコース
Design Strategy Course, Department of Design, Graduate School of Design, Kyushu University

2 株松田平田設計

MHS planners, Architecture and Engineers Inc

3 九州大学大学院芸術工学研究院デザインストラテジー部門
Department of Human Science, Faculty of Design, Kyushu University

の事例に関しての実態把握や利用者の過ごし方に着目したものが多く、対象事例に関しては少数の事例についての調査が多く空間特性の分析を行っているものは少ない。また、宅老所の研究に関してはほとんどが高齢者を対象としており、利用実態のある子供や障がい者の生活空間について言及しているものも少ない。

改修型の福祉施設に関しては黒木氏らの研究¹⁾と敵氏らの研究²⁾がある。どちらの研究も認知症高齢者グループホームを対象としている。総合的な観点から宅老所を分析したのに関しては山田氏らの研究³⁾があり、小規模高齢者介護施設の全国的概要と運営実態を把握し、利用者属性や家族状況等が事業所の立地する地域の特性によってどのように異なるかを宅老所・小規模多機能の地域化について言及を行い、全国一律に定められた介護保険制度の親制度についてその危険性を指摘している。

高齢者福祉施設の防災計画に関しては、古川氏らの研究⁴⁾がある。認知症高齢者グループホームを対象としており、東京都が指定した74のグループホームにアンケート形式またヒアリング形式の調査を行い、グループホームでは「防火区画・消火設備等が整備されていない」ことが最も大きな問題であると述べている。

これらの既往研究に対し、本研究では、宅老所において利用実態や空間特性を把握し、ケアとの関係を検証することで、共生ケアの建築計画に関して有効な知見を与えるものとする。

3. 研究の方法及び調査概要

本研究では、「地域共生ステーション推進事業」として佐賀県が支援する共生ケアを実践する宅老所である、地域共生ステーション*⁴⁾を対象とする。

まず、佐賀県内に開設する地域共生ステーション83事業所に対して電話によるヒアリング調査を行い、事業所タイプ分けと運営実態を把握した。その他、県内の16事業所に対して運営者へのヒアリング調査および事業所内の観察調査（調査期間は2009年7月～9月）を行っている。

次に、各事業所の生活空間についてその空間特性を検証し、空間構成や利用実態を明らかにする。次に現行の施設基準との面積比較を行い、地域共生ステーションの空間とケアの関係を検証する。また、生活空間や運営の総合的な観点から地域共生ステーションを評価することを目的とする。

4. 佐賀県の取り込み

全国的に宅老所を有料老人ホームとみなす動きがある中で、佐賀県は、「宅老所のままでいい」と独自の判断をして推進事業を展開している。2005年度から、高齢者だけではなく障がい者や児童も利用できる共生型の宅老所（同県では「ぬくもいホーム」と命名）の開設支援を開始した。2007年度からは両者を「地域共生ステーション推進事業」として一体的に助成事業を開始した。2012年7月現在、県内には192ヶ所の地域共生ステーションが開設されている。なお、「地域共生ステーション推進事業」は「佐賀県地域福祉支援計画」の重要項目として位置づけられている。また、2009年度からは消防法の一部改正を受け、「佐賀県地域共生ステーション安全対策事業」として自動火災報知設備、火災通報装置、消火器といった設備等の設置経費への補助を開始している。

5. 地域共生ステーションの事業所タイプと運営実態

83事業所を、「運営主体」「建築形態」「提供サービス」「利用者属性」に着目して事業所タイプ分けを行った（図1）。

5.1. 運営主体からみた事業所タイプ

NPO法人（特定非営利活動法人）が33件、有限会社が20件、株式会社が5件、社会福祉法人が3件、医療法人が2件であり、NPO法人が最も多かった。

5.2. 建築形態からみた事業所タイプ

「新築型(a)」と「改修型(b/c)」に分類したところ、「改修型(b/c)」が78%であった。「改修型(b/c)」を「民家改修型(b)」と「その他改修型(c)」に分類すると、「民家改修型(b)」が86%であり、「その他改修型(c)」には店舗、旅館、事務所ビル、シスターの宿泊小屋、個人音楽ホール、店舗倉庫、保養所、幼稚園などの改修がみられた。

「民家改修型(b)」を増築の有無で分類すると、「改修のみ(b1)」が70%、倉庫や納屋などの「既存取り込みあり(b2)」が4%、「増築あり(b3)」が26%であった。「民家改修型(b)」が大半を占める結果となったが、これは宅老所の起源として、民家を利用した歴史に加えて、宅老所連絡会の開設アドバイスの際にも民家を改修する事を強く薦めていること、また「佐賀県地域共生ステーション推進事業実施要項」の第5条助成内容の活動拠点の整備項目として、空き民家や空き店舗等の既存建物を活用することが明記されているためと考えられる。

5.3. 提供サービスからみた事業所タイプ

提供サービスからみると、「複合サービス型」「デイ重視型」「ステイ重視型」に分類した。

1) 複合サービス型

高齢者に対して「通い(デイサービス)」「泊りS(ショートステイ)」「泊りL(ロングステイ)」を複合的に提供している事業所で、83件中62件で、全体の7割を占めており、最も標準的なサービスタイプといえる。

2) デイ重視型

「通い」のみ、またはそれに加えて「泊りS」を提供している事業所。83件中19件であった。

3) ステイ重視型

「泊りS」「泊りL」を提供している事業所。全体のうち2件と少なく、以前は「通い」の提供を行っていたが、ニーズに応じてサービスを変化させた結果であった。

また、高齢者以外の利用者に対してサービスを提供している事業所は「既存取り込みあり(b2)」の2件中2件であり、「増築あり(b3)」の14件中4件であり、「その他改修型(c)」の事業所9件中3件であり、「新築型(a)」の18件中3件であった。

全体で高齢者以外へサービスの提供が可能な事業所が29件あるなかで、そのうち約4割が新築や増築などを行い、ある程度の広さを確保していた。

5.4. 利用者の属性からみた事業所タイプ

利用者の属性からみると、「高齢者共生型」「多分野共生型」「多世代共生型」「多分野多世代共生型」に分類される。

1) 高齢者共生型

高齢者に対してのみサービスを提供している事業所であり、83件中59件と最も多い。提供サービスタイプと照らし合わせてみても、「複合サービス/高齢者共生型」が46件と、全体で最も多くなっている。しかし、「高齢者共生型」であっても、ニーズの発生に応じて柔軟に児童や障がい者を受け入れることもあり、障がい高齢者の利用も多くみられた。

2) 多分野共生型

高齢者に加えて障がい者を受け入れ、分野横断的な利用が可能な事業所であり、介護方針として、高齢者と障がい者の交流を重視しているところが多い。この利用者属性タイプは83件中10件であり、障がい者の利用は断続的な事業所が多いが、障がい者グループホームの運営を行っている事例も4件あった。

3) 多世代共生型

高齢者に加えて、児童や幼児に対してサービスを提供している事業所であり、異なる世代間の同時利用が可能である。事業所の介護方針として、高齢者と子どもたちの交流を重視しているところが多い。83件中5件であった。

4) 多分野多世代共生型

高齢者に加えて、障がい者や児童、幼児など、分野横断的にも異なる世代間でも利用可能な事業所である。83件中9件であった。

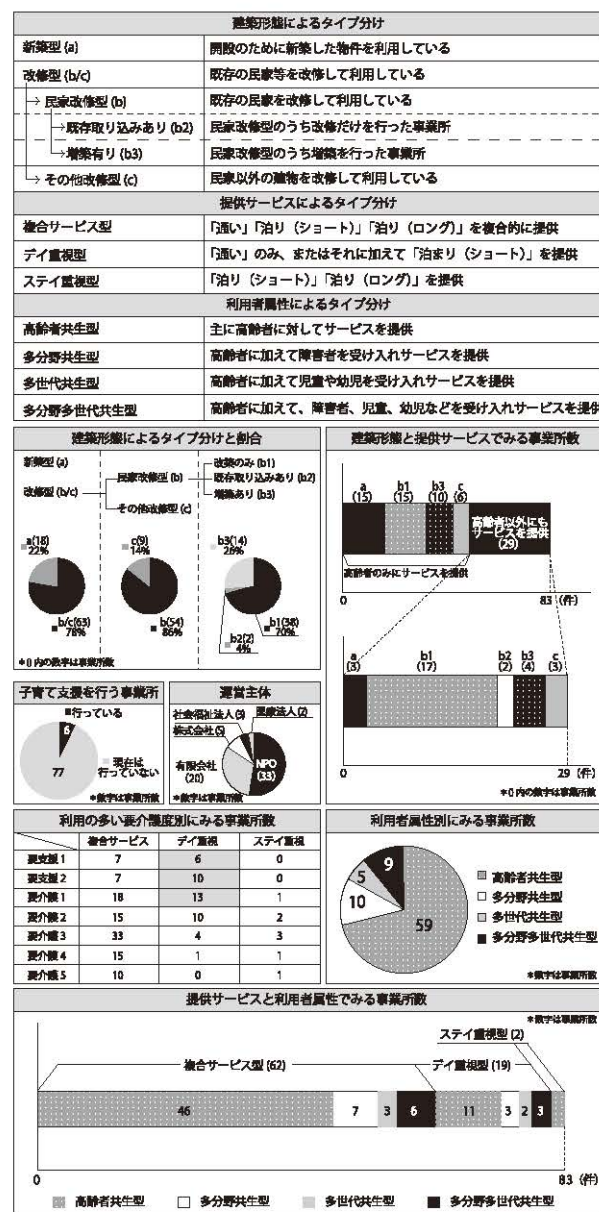


図1 地域共生ステーションの事業所タイプと運営実態

利用者の属性からみた結果、高齢者以外へのサービスの提供を行う場合、改修型であっても、既存取り込みや増築、民家以外の建物改修等、ある程度事業所規模が必

要となってくる。

デイ重視型の事業所は、比較的元気な高齢者の利用が多く、スタッフと一緒に障がい者や子どもたちの面倒をみたりケアを行うことができるため、多分野共生型や多世代共生型、多分野他世代共生型のサービス提供が実現しやすい。

また、各事業所はニーズにあわせた柔軟なサービスの提供を行っているが、それは利用者に対してだけでなく、働くスタッフにとっても同様であり、地域共生ステーションは、子育て支援の場としての新しい宅老所の共生ケアの在り方を示している。

6. 地域共生ステーションの空間構成

6.1. 調査対象事例の概要

電話調査を行った83件の事業所から、観察調査、ヒアリング調査に同意した16件の事業所に対し、観察調査及び運営者、利用者へのヒアリング調査を行った。調査内容は改修タイプ、提供サービスタイプ、利用者属性タイプ、そして活動居室の空間利用に関するものである。

6.2. 活動居室の接続関係によるタイプ分け

利用者の主な滞在場所はダイルームと食堂である。そこで観察調査を行った16事業所に対し、これらの二居室の接続関係により生活空間の構成を分類した(図2)(図12)。

	ダイルーム・食堂兼用型 食堂がダイルームを兼ね、基本的に一つの空間で過ごす。	ダイルーム・食堂一体型 ダイニングを食堂、リビングをダイルームとして利用。	ダイルーム・食堂可動間仕切り型 家具等の間仕切りで、ダイルームと食堂を分離。	ダイルーム・食堂分離型 ダイルームと食堂が壁や廊下で分離、または距離をおいて配置。
ダイアグラム				
事例	no.13 no.40 no.41 no.72	no.6 no.7	no.1 no.34 no.46 no.53 no.54	no.9 no.38 no.47 no.63 no.68
*	3.14㎡	3.41㎡	4.15㎡	6.28㎡
凡例	*：利用者一人当たり活動面積(ダイルーム・食堂)の平均 □：食堂 ■：ダイルーム 破線：可動間仕切り			

図2 生活空間タイプ分け

1) ダイルーム・食堂兼用型

食堂がダイルームを兼ねており、利用者は基本的に一つの空間で過ごすタイプ。延床面積の狭さから、兼用型にせざるを得ない事業所が多い。活動に応じて家具の移動を頻繁に行っている。1人当たりの活動面積の平均は最も小さいが、「個体間距離は狭い方が利用者が落ち着く(no.13, no.40, no.41)」という意見もあった。すべての事業所が民家改修型であり、no.72を除いて民家改修型改修のみ(b1)であった。

2) ダイルーム・食堂一体型

ダイニングを食堂、リビングをダイルームとして利用

しているタイプ。築年数が浅く建売の民家を改修した事業所に多く、基本的にL字型プランが多い。活動に応じた家具などの移動はあんまりみられなかった。

3) ダイルーム・食堂間仕切り型

扉などの間仕切りを利用して、ダイルームと食堂を分けることができるタイプ。このタイプのすべての事業所で、日中は可動間仕切りが開放され、ダイルームと食堂が一体的な空間となっていた。「食堂から発する熱や音を利用者へ伝え、五感を刺激するためにわざと間仕切りを開放している(no.1)」という意見もあった。このタイプはすべてが民家改修型改修のみ(b1)である。

4) ダイルーム・食堂分離型

ダイルームと食堂が壁や廊下で分離、または距離をおいて配置されているタイプ。このタイプの事業所にはある程度の広さが確保されている。民家改修型改修のみ(b)以外の改修タイプの事業所に当てはまる。「移動そのものが機能訓練になる(no.47)」という意見もあった。

高齢者と障がい者や児童それぞれの居場所を確保しやすいので、状況に応じて空間を使い分けやすく、高齢者のみではなく、障がい者や多世代での共生ケアがうまくいくことがわかった。

6.3. 生活空間タイプ別にみる共生ケアの実態

1) ダイルーム・食堂兼用型

a 活動に応じた家具の移動

延床面積が最も小さい事業所であるno.13では、活動に応じて家具などの移動が頻繁にみられた。また、この事業所は高齢者共生型であり、要介護度が1から5までの利用者が「泊りL」をしながら生活している。日中の活動居室はダイルームと食堂がメインであり、室内は容易に見渡せるため、自然と利用者同士でお互いの様子がわかり、利用者が別の利用者を気遣って車椅子を押したり子供が遊びに来たときはダイルームで一緒に遊ぶなど気を配り合う場面が数多く確認できた(図3)。

b 室の接続による居場所の多様化

no.72では、ダイルーム・食堂兼用型の特徴である一体的な空間に、家具などによって室が接続されることで、スタッフの見通しは確保されながらも小さな居場所ができ、利用者の居場所の選択性や活動の幅が広がっていた(図4)。

2) ダイルーム・食堂一体型

a 接続の違いによる見通しの良さと居場所の選択性

no.6とno.7は、いずれもダイルーム・食堂が廊下を介して利用者の部屋*⁵⁾と接続しているが、廊下との接

続が家具か扉かによって、空間の見通しの良さが変わり、それによって利用者の過ごし方が違ってくる。no. 6では、個室が扉で接続していることで、見通しがそれほどよくないため、個室は食堂・ダイルームから独立している。普段利用者は基本的にダイルーム・食堂に集まっていた。no. 7では、扉を開放することで廊下を介しても食堂から個室の見通しが良く、食堂と個室が続き間のようなものである。1人になりたい利用者は集団から離れて個室に移動することができるが、スタッフの見守りも可能であるため、no. 6に比べると頻繁に利用者の移動が起こり、利用者それぞれの居場所が確保されていた(図5)。またno. 7では一体的な空間でありながら活動に応じた居室内での移動がみられた。廊下で機能訓練が行われることもあり、別の利用者がその様子を眺める姿もみられた。建物全体を活用することで、利用者同士のコミュニケーションを誘発している。これはno. 41の「ダイルーム・食堂兼用型」でも同じ使われ方が見

られた(図11)。

3) ダイルーム・食堂間仕切り型

a 民家改修を活かした共生ケアによる多様な空間利用

no. 46での利用者は、機能訓練などサービスは特に行われず、普通の家で過ごしている感じであり、既存民家の特徴を生かした利用者の過ごし方がみられた。ダイルームと食堂を間仕切りで分けダイルームは利用せず食堂に掘りごたつがあることで、利用者はスタッフの促しがなくとも、就寝時間まで掘りごたつに集まっておしゃべりを続けていた。食堂に居間が接続していることで、集団から離れることを好み、1人で過ごす利用者の姿もみられた。また、普段就寝居室となっている仏間では、ターミナルケアから葬儀までが行われたこともあり、家族を巻き込んだケアが実践されていた(図6)。

b 床仕上げや敷居による領域の形成

no. 53では、食堂とダイルームで床仕上げの違いや、ダイルームと食堂がL字型に少しずれて配置されている

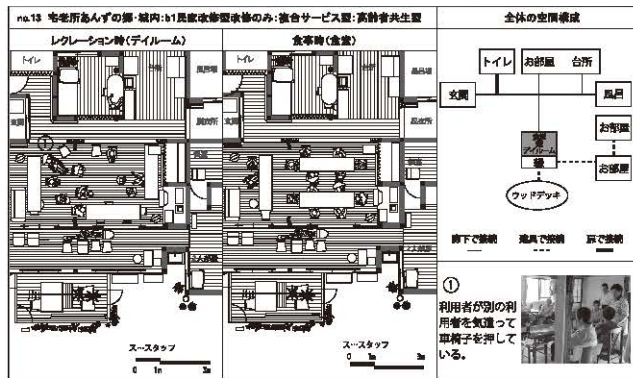


図3 活動に応じた家具の移動と共生ケア

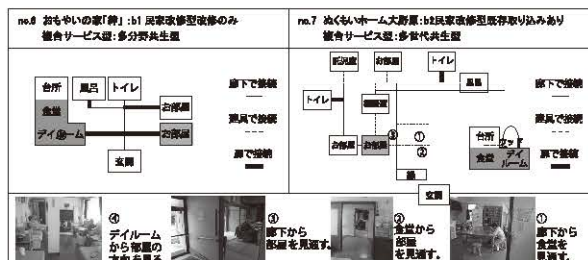


図5 接続の違いによる見通しの良さと居場所の選択性

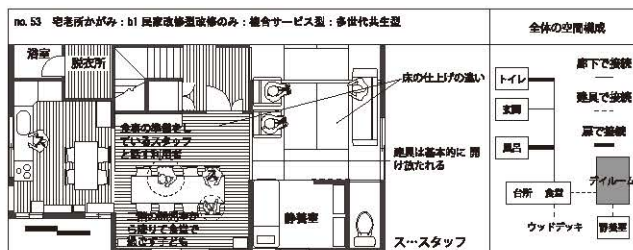


図7 様々な要因による領域の形成

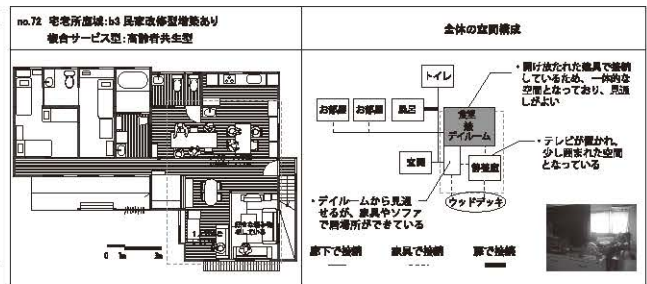


図4 室の接続による居場所の多様性

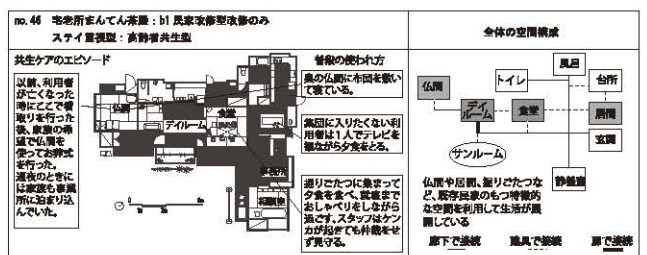


図6 民家改修を活かした過ごし方の事例



図8 分離型による多世代共生ケアの実践

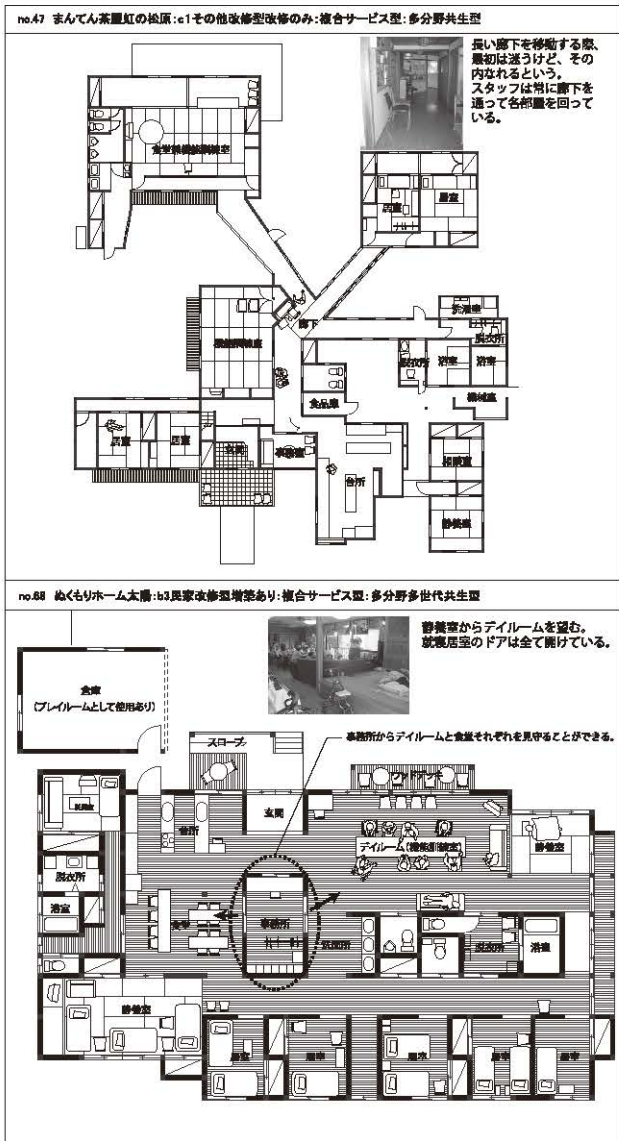


図9 分離型による空間利用とケア

表1 利用者1人当たりの活動面積

施設	階	利用可能人数	1日平均滞在人数	1日0時~24時スタッフ数	利用面積 (㎡)			1人当たり利用面積 (㎡/人)				利用可能人数1人当たり滞在時間 (分/人)	
					総面積	ダイニング	リビング	ダイニング	リビング	トイレ	洗面	更衣・休憩	トイレ
no.13	10	6	110.4	30.9	-	30.9	3.09	1.93	6.9	3.8			
no.40	10	6	208.7	34.2	-	34.2	3.42	2.14					
no.41	14	5	165.1	42.1	-	42.1	3.01	3.22	7.4	3.5			
no.72	10	6	195.4	30.4	-	30.4	3.04	1.90	12.4	4.9			
no.6	8	4	184.5	12.6	15.4	28.1	3.51	1.9	3.51	2.34			
no.7	10	4	158.1	13.3	19.9	33.1	1.33	2.0	3.31	2.37	23.1	3.6	
no.1	8	4	163.6	20.2	19.4	39.6	2.53	2.4	4.96	3.30	22.7	5.4	
no.34	15	8	167.5	36.0	27.0	63.0	2.40	1.8	4.20	2.74	35.6	4.2	
no.46	9	5	174.6	17.9	16.5	34.4	1.99	1.8	3.82	2.45			
no.55	10	5	139.4	29.1	17.7	46.8	2.91	1.8	4.68	3.12	6.7	3.6	
no.54	9	4	99.2	23.9	16.4	40.2	2.65	1.8	4.07	3.10	15.3	4.4	
no.9	10	4	245.6	25.0	23.1	48.2	2.50	2.3	4.62	3.30			
no.38	12	5	431.5	34.4	36.6	71.0	2.87	3.0	5.91	4.17			
no.47	22	10	479.1	62.2	37.9	100.1	2.8	1.7	4.55	3.13			
no.63	5	5	257.0	32.5	14.6	47.1	6.49	2.9	9.41	4.71			
no.68	10	5	369.0	49.4	19.8	69.2	4.94	2.0	6.92	4.61	7.5	5.7	

ことで、間仕切りを開放しているながらもそれぞれに、異なる領域が形成されている。しかし、二居室の床仕上げが異なる事業所では、それぞれの居室に領域が生まれ、利用者の居場所に選択性を与えている。また、床仕上げによって使用家具を床座と椅子座のもので使い分けがされていると、より領域に性格がでるものと考えられる。

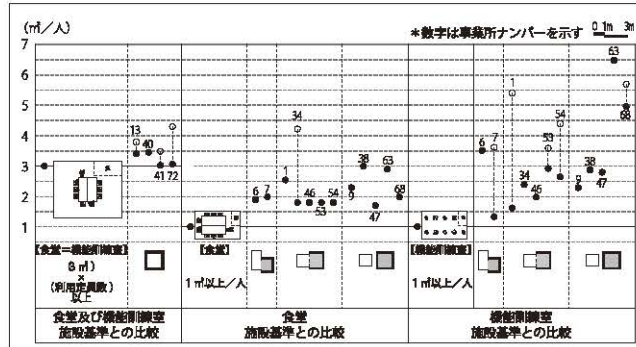


図10 活動居室における施設基準との比較

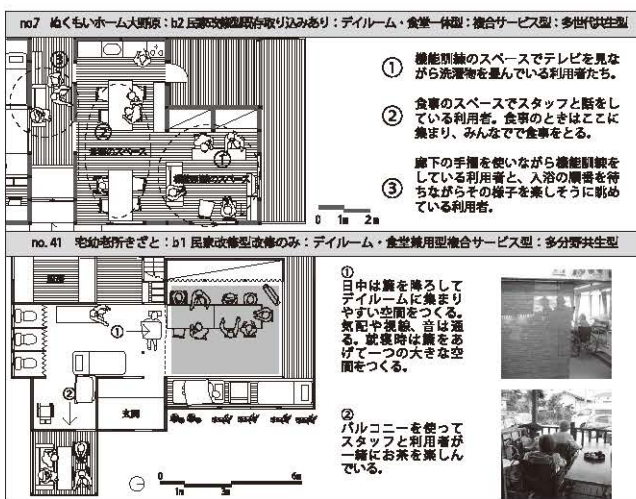


図11 小規模な空間と接続外部を利用した共生ケアの実践

なお、このタイプは民家改修型で多く見られた。(図7)。

4) デイルーム・食堂分離型

a 分離型による多世代共生ケアの実践

no. 63 では、食堂と納屋を取り込んで改修したトレーニングルーム(託児室兼機能訓練室)が離れていることで、「子供の居場所」「高齢者の居場所」「子供と高齢者が出会う居場所」「子供と高齢者が共に過ごす居場所」が展開していた。民家規模の空間に多くの利用者がいることで、廊下も利用者同士のコミュニケーションを誘発する場所として機能していた。またこのタイプは農家を改修したものであり、年に2回コンサートを行う際に、食堂と静養室、台所の襖を取り払い、ステージと客席をつくるなど田の字型のプランを有効に活用していた。

活動に応じて家具を移動させるのではなく、各空間に特徴をもたせて利用者の移動を誘発し、襖を取り外すなど空間自体を比較的大きく変化させながら建物全体で多様な利用を可能にしていた。また、この事業所はスタッフの子育て支援に力をいれており、利用者の子供とスタッフの子供が区別なく同じように過ごしていた。提供サービスタイプがデイ重視型であるのも、事業所の方針

であり、元気な高齢者と子供たちが過ごす居場所としての性格が強い地域共生ステーションである（図8）。

b 分離型による空間利用とケア

延床面積が最も広いno.47では、面積が広く長い廊下と部屋数が多いため目が行き届かないところがある。そのためできるだけ広いところに集まるか、スタッフが常に部屋を回りながら利用者を確認している様子が確認された。no.68ではデイルームと食堂の間に事務所がありデイルームと食堂それぞれの様子を事務所から見守ることができる。また、静養室、1人部屋（2室）、2人部屋（3室）の居室の扉は全部開けていた。就寝時にも開けていた。

中部老人福祉圏域の場合、個室が併設され利用者が各部屋に行ってしまうばそれはデイスーパーではないといわれる。しかし、一日中デイルームにいて座ったり立ったりするのは高齢者には無理がある。そういう人にはある程度休憩の場が必要なので、扉を開けて居室にならないようにしていた（図9）。

7. 施設基準*6) からみる地域共生ステーションの空間

7.1. 活動居室の面積

観察調査を行った16件の事業所に対し、利用者が日中過ごす居室（デイルーム・食堂）を活動居室として1人当たりの専有面積を活動面積として割り出した。デイルームまたは食堂にテラスなどの外部接続空間がある場合は、外部接続空間まで機能訓練や食堂などの活動が広がることが多いため、外部接続空間を含めた面積も同時

に算出している（表1）。

7.2. 活動居室の面積に応じた共生ケアの実践

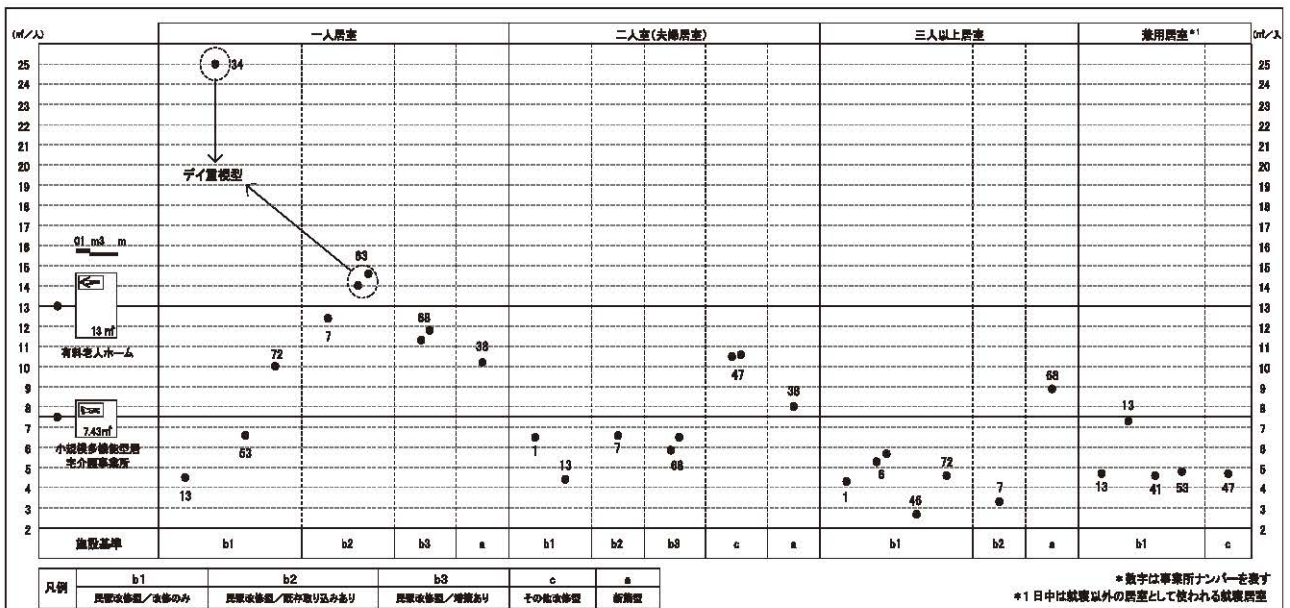
すべての事業所が介護保険の適応を受け、通所介護事務所として運営をしている。ここでは、介護保険制度において食堂及び機能訓練室に面積規定*7)があることに着目した。利用者が日中過ごす居室（デイルーム・食堂）を活動居室とし、利用者1人当たり専有面積を算出した。介護保険制度における面積基準と比較した場合、「デイルーム・食堂兼用型」は面積が小さく、最低基準*8)に近いことがわかった（図10）。実際は、バルコニー等の外部接続空間を活用しており、数値でみるよりも空間に余裕がある。

no.41では、「狭い方が高齢者は落ち着く。一人一人が接触する距離だと反応が一番大きい」との意見もあった。また、多くの事業所が複数のトイレなどサービス空間を確保するために、介護保険制限を受ける食堂及び機能訓練室は最低基準に準じている。

7.3. 就寝居室の面積に応じた共生ケアの実践

小規模多機能型居宅介護及び有料老人ホームとして争点となっている、就寝居室に着目した。多くの事業所で、利用者1人当たり専有面積は施設基準より小さい値を示した（表2）。この数値はケアの質の低下を示すのではなく、no.13では「デイルームに布団を敷いて川の字に寝ると健康状態もチェックできるし、マッサージをしたり枕元で歌を歌うことで情緒が安定する」との意見もあり、小規模な空間でありながらも共生ケアの実践が可能であることが確認できた。

表2 就寝居室における施設基準との比較



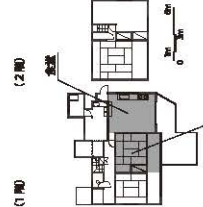

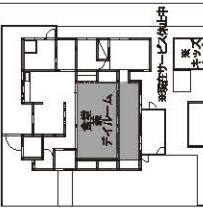
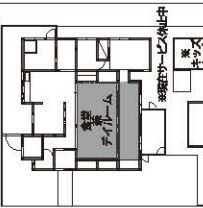

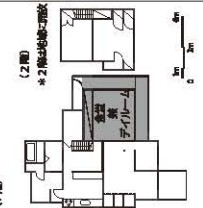
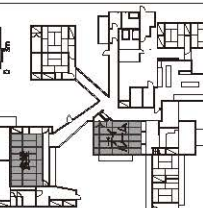
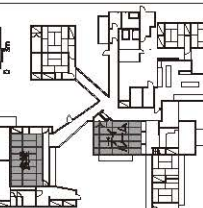
事業計画概要	no.6_Dk NPO_Ts H16.3	no.7_No NPO_Ts H17.06	no.9_Tt NPO_Sf H20.02	no.13_Ta NPO_Fa H16.11
事業主体	佐賀市北川町	佐賀市立町	佐賀市立町	佐賀市立町
所在地	中野老人福祉センター	中野老人福祉センター	中野老人福祉センター	中野老人福祉センター
地域特性	郊外地区	郊外地区	郊外地区	市街地区
運営状況	25.7% (日常生活圏：住居)	21.1% (日常生活圏：住居)	25.7% (日常生活圏：川園)	21.1% (日常生活圏：住居)
利用サービス	複合サービス型/多世代型	複合サービス型/多世代型	複合サービス型/多世代型	複合サービス型/高齢者共生型
提供サービス	デイサービス、夜間一時見守り、デイケア、送迎、6～7時/日	デイサービス、夜間一時見守り、デイケア、送迎、7時/日	デイサービス、夜間一時見守り、デイケア、送迎、7時/日	デイサービス、夜間一時見守り、デイケア、送迎、7時/日
現状利用者数	15名	15名	10名	10名
改善タイプ	b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型	b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型	b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型	b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型
生活空間の構成	ダイヤルーム	ダイヤルーム	ダイヤルーム	ダイヤルーム
構築の有無	無し	無し	無し	無し
構造特徴	水造二階建	水造二階建	水造二階建	水造平屋
延べ床面積	169.8 m ²	184.6 m ²	247 m ²	110.36 m ²
平面図	(1) (2) 	(1) (2) 	(1) (2) 	
設備概要	23.4% (日常生活圏：神峰) 施設整備 複合サービス型/高齢者共生型 調理：子サービス、送迎 デイ：15名 送迎：4～5名 b1: 新設型 ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 173.58 m ²	17.2% (集約型年代区) 郊外地区 ダイヤルーム型/高齢者共生型 調理：子サービス、送迎 高齢者デイ：10名 調理：1名 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 109.99 m ²	20% (日常生活圏：朝・外町・高橋・高島) 郊外地区 複合サービス型/高齢者共生型 調理：子サービス、送迎 高齢者デイ：9名 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 179.1 m ²	20.1% (日常生活圏：朝・高橋・久保) 郊外地区 複合サービス型/高齢者共生型 調理：子サービス、送迎 デイ：20～30名 送迎：20名 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 479.1 m ²
事業計画概要	no.54_Tt NPO_S H20.06	no.54_Tth NPO_S H20.06	no.63_N NPO_G H18.04	no.65_Nt NPO_L H18.03
事業主体	神楽市代田町	神楽市代田町	伊万里市代田町	伊万里市代田町
所在地	中野老人福祉センター	中野老人福祉センター	伊万里市代田町	伊万里市代田町
地域特性	郊外地区	郊外地区	郊外地区	郊外地区
運営状況	20.1% (日常生活圏：朝・高橋・久保) 市街地区 複合サービス型/多世代型 調理：子サービス、夜間一時見守り デイ：10名 送迎：6～7時/日 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 130.65 m ²	20.1% (日常生活圏：朝・高橋・久保) 市街地区 複合サービス型/多世代型 調理：子サービス、夜間一時見守り デイ：10名 送迎：6～7時/日 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 99.2 m ²	20.1% (日常生活圏：朝・高橋・久保) 市街地区 複合サービス型/多世代型 調理：子サービス、夜間一時見守り デイ：10名 送迎：6～7時/日 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 262 m ²	25.38% (集約型年代区) 郊外地区 複合サービス型/多世代型 調理：子サービス、夜間一時見守り デイ：10名 送迎：3～4名 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 有り (食器可動庫仕切り型) 水造+5階二階建 197.53 m ²
平面図	(1) (2) 	(1) (2) 	(1) (2) 	(1) (2) 
設備概要	20.1% (日常生活圏：朝・高橋・久保) 市街地区 複合サービス型/多世代型 調理：子サービス、夜間一時見守り デイ：10名 送迎：6～7時/日 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 130.65 m ²	20.1% (日常生活圏：朝・高橋・久保) 市街地区 複合サービス型/多世代型 調理：子サービス、夜間一時見守り デイ：10名 送迎：6～7時/日 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 99.2 m ²	20.1% (日常生活圏：朝・高橋・久保) 市街地区 複合サービス型/多世代型 調理：子サービス、夜間一時見守り デイ：10名 送迎：6～7時/日 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 無し 水造二階建 262 m ²	25.38% (集約型年代区) 郊外地区 複合サービス型/多世代型 調理：子サービス、夜間一時見守り デイ：10名 送迎：3～4名 b1: 居食改善型、改修のみ ダイヤルーム、食器可動庫仕切り型 有り (食器可動庫仕切り型) 水造+5階二階建 197.53 m ²

図12 調査対象事例の概要

8. 結論

以上の内容を概括し、本研究により得られた知見を次にまとめる。

1) 地域共生ステーション推進事業として、佐賀県が独自に運営する宅老所は「デイサービス」を主体としているが、現実には「通い」、「泊りS」、「泊りL」を複合的に提供している事業所が多かった。

2) 観察調査を行った16事業所の内、「デイルーム・食堂兼用型」、「デイルーム・食堂一体型」、「デイルーム・食堂間仕切り型」は「民家改修型 (b)」が多くみられ、そのうち「デイルーム・食堂分離型」は「その他改修型 c)」が多くみられた。

3) 佐賀県内のケアの実態について「デイ重視型」の事業所は、比較的元気な高齢者の利用が多い反面、「複合型サービス」の事業所は、要介護度2～5の重度な利用者が多いことがわかった。

4) デイルームと食堂の接続関係から生活空間のタイプ分けを行い、利用実態の分析を通じて、次のような地域共生ステーションの空間特性を明らかにした。

デイルーム・食堂兼用型と一体型の場合、一つの空間が複数の機能を持ち、活動に応じて家具の移動が見られ、利用者間やスタッフとの距離が密接となり、関係が深まっていた。一つの空間ですべての活動を行うため、集団がまとまりやすく、声かけなど、利用者間におけるケアの実践が可能である一方、個人の居場所をつくりづらいという面もみられた。しかし、デイルーム・食堂に家具によって囲まれた空間をつくることで、利用者個人の居場所を設えることも可能である。また、家具で空間をつくる場合、スタッフの視線が完全に避けられず、遠くからの見守りも可能である。

デイルームと食堂が廊下や扉で接続する場合、それぞれの空間に応じた次のような活動展開がみられた。多世代でのケアを行う際には、高齢者と児童が共に過ごす場に加えて、高齢者と児童それぞれの居場所を確保できるので、集団と個別の活動がうまく併存、展開するようであった。また、民家規模の空間に多くの利用者があることで、廊下も利用者同士のコミュニケーションを誘発する場所として機能していた。

以上のように、接続関係と附随する空間の特性により共生ケアの実践は異なり、生活空間タイプ別に適したケア方法が存在すると考えられる。既存施設の枠組みを超えて、利用者のニーズから誕生した地域住民による手作

りの空間を持つ宅老所で、高齢者や障がい者、児童の多様な生活が展開している事実を受け止め、今後の共生ケアの建築計画において、さらに検討を続けていくことが求められる。

注

- *1) 介護保険法、老人福祉法による施設基準および消防法令を示す。介護保険法及び老人福祉法は最終的に2012年4月に一部改正された。
- *2) 老人福祉法第4章の2第29条によれば、「入居者10人以上」という有料老人ホームの定義から人数要件ははずれた。
- *3) 共生ケアとは、子供から高齢者まで、年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で生活を続けられることができるように、少数数の家庭的な施設で「通い」や「泊まり」などの福祉サービスを提供するケアのこと。
- *4) 地域共生ステーションとは佐賀県の市町を主体とし、子供からお年寄りまで、障害の有無に関係なく、一時滞在「デイサービス」、短期宿泊「ショートステイ」ができ、家族が抱える様々な相談事にも応じるなど、地域に密着した福祉サービスのことで、佐賀県の条例に定めて開設支援などを行う宅老所及びぬくもいホールのことである。これを合わせて「地域共生ステーション」という。
- *5) 特定の個人の部屋ではなく、サービスの提供を受けている利用者の就寝居室を指しており、特に決まった呼び名のない部屋である。
- *6) 介護保険法、老人福祉法で定められる各施設の設備に関する基準および消防法令を示す。
- *7) 通所介護設備基準によると、食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることと定まっている。
- *8) 最低基準は1人当たり3㎡。「デイルーム・食堂兼用型」の1人当たりの面積は、no. 13 (3.09㎡)、no. 40 (3.42㎡)、no. 41 (3.01㎡)、no. 72 (3.04㎡)。

参考文献

- 1) 黒木宏一・横山俊祐：認知症高齢者グループホームにおける重度入居者の過ごし方の特性と空間の評価、日本建築学会計画系論文集、629号、pp1449-1456、2008.07
- 2) 巖爽・石井敏・菅野寛：空間と運営・介護からみた新築型及び既存建物活用型痴呆性高齢者グループホームの相違に関する考察、日本建築学会計画系論文集、588号、pp23-30、2005.02
- 3) 山田あすか・上野淳・松本真澄・井村理恵・佐藤栄治：居宅の延長としての宅老所の現況と展望に関する研究、住宅総合研究財団研究論文集、34号、pp207-218、2007
- 4) 古川容子・高橋明子・長谷見雄二：認知症グループホームの防災計画に関する研究、日本建築学会環境系論文集、613号、pp9-14、2007
- 5) 樋口佳典・小松尚：宅老所への転用による住宅の可能性、学術講演梗概集 計画系、pp347-348、2002.06
- 6) 井村理恵・山田あすか・松本真澄・上野淳：小規模高齢者介護施設における生活展開と利用者の滞在様態：通所を基本とする小規模高齢者介護施設の建築計画に関する研究（その2）、学術講演梗概集、E-1建築計画、pp281-282、2007.07